

蜂刺されによる死亡労働災害の発生について

平成25年10月3日
北海道労働局労働基準部健康課

平成25年9月19日、午前7時10分頃、胆振管内の民有林において、刈払機で下草刈り作業を行っていた作業員（男性、61歳）が右腕と手指を蜂（オオスズメバチ）に刺され、約200m先の駐車場まで歩いていたところ、意識を失って倒れて病院に運ばれましたが、間もなく死亡が確認されました。

一般的にスズメバチに刺される危険な時期は、7月～10月であると言われています。

北海道においても、まだ危険な時期にあり、また過去に林業で同様な死亡労働災害が10月4日に発生しています。

つきましては、下記の蜂刺されによる労働災害防止対策及び参考資料について、再度確認をして頂き、当該対策の徹底をお願いします。

北海道における蜂刺されによる死亡労働災害発生状況について

被災者数は、平成11年から平成24年まで5人であります。

平成15年8月	建設業（スズメバチ、1か所で右耳付近）
平成15年8月	林業（スズメバチ、首部）
平成16年8月	その他の事業（ゴルフ場の芝維持管理） （蜂種類不明、部位不明、遅延型の蜂アレルギー で3日後に自宅で死亡しているのを発見）
平成18年10月	林業（オオスズメバチ？、部位不明）
平成19年8月	林業（スズメバチ、2か所で右耳と左肩）

記

蜂刺されによる労働災害防止対策について

- 1 若年労働者、臨時労働者等の経験の多くない労働者に対して、蜂刺され労働災害防止対策等の安全衛生教育を実施する。
- 2 緊急連絡体制を整備し、労働者に周知する。
- 3 事前に作業場所の蜂の生息状況を確認し、蜂の巣の場所が確認された場合、テープ等で囲って表示を行い、巣の除去等を行うまでは付近での作業は避ける。
- 4 付近に蜂が確認された場合には、極力、単独作業を避ける。
- 5 責任者等は、定期巡視を行う。

- 6 蜂に刺されないための服装等を着用する。(スズメバチの場合、黒地の着衣等の服装を避ける、整髪料、化粧品、体臭等のおいも反応するので避ける。)
- 7 付近に蜂が確認された場所、蜂が毎年発生する場所等で作業を行うときは、顔面を保護する防蜂網及び防護手袋等を着用する。特に蜂アレルギーのある者は、必ず着用する。
- 8 蜂の殺虫剤スプレーを携行する。
- 9 蜂に刺されたときの救急措置を周知する。(全身症状(顔等が赤くなる、全身にかゆみ、胸が苦しくなる、頭痛、めまい等)が見られる場合は、早期に医師の診察を受けさせる。その場合、刺された者を歩かせない、背負わないで担架で運ぶこと。なお、全身症状が遅れて(翌日から数日後)現れることもあります。)
- 10 特にスズメバチに刺されたことがある労働者を把握し、必要に応じて蜂アレルギーがあるかを確認し、蜂アレルギーがある者は、再び刺されたときに蜂毒による「アナフィラキシーショック」(抗原抗体反応)による死亡に至る場合もあるので補助治療剤のアドレナリンの自己注射器を携帯させる等の措置を講じる。

参考資料 林業・木材製造業労働災害防止協会のホームページ
「蜂に注意」から 蜂の種類とその対策
蜂に刺されたときの症状と対策
蜂刺され対策用の自己注射器について